

期日前投票

期日前投票は、投票日当日に都合により投票所へ行くことができない方が、選挙の公示(告示)日の翌日から投票日の前日までの間に、選挙管理委員会が設置する「期日前投票所」で投票できる制度です。

期日前投票のできる方

期日前投票は次の事項等に該当すると見込まれる方ができます。

- ・投票日当日、仕事や学校、地域行事などの予定がある方
- ・投票日当日、レジャーや事故のため投票区(投票所のある区域)の外に出る方
- ・投票日当日、出産や手術などにより歩行困難と見込まれる方
- ・他の市区町村に引っ越ししたが、前住所地の選挙人名簿に登録されている方

期日前投票の期間

期日前投票ができる期間は公示(告示)日の翌日から投票日の前日までの間です。

期日前投票の時間

期日前投票ができる時間は、原則として午前8時30分から午後8時までです。

期日前投票の場所

長沼町役場3階(長沼町中央北1丁目1番1号)を期日前投票所として指定しています。

期日前投票の手続き

「投票所入場券」、または期日前投票宣誓書(期日前投票所備え付け)に記載し受付に提出してください。